

ID: 8

担当部署: 住民課

処分の概要	印鑑登録証の交付		
例規名 根拠条項	高根沢町印鑑条例 第7条		
例規番号	昭和52年条例第11号		
【基準】	<p>第2条、第6条及び第7条の規定による。 (登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町が備える住民基本台帳に記録されている者(満15歳未満の者及び意思能力を有しない者(満15歳未満の者を除く。以下同じ。))を除く。)は、1人1個に限り、印鑑の登録を受けることができる。 (印鑑登録の拒否)</p> <p>第6条 町長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) ゴム印その他変形しやすいもの</p> <p>(4) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(5) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(6) その他町長が不相当と認めるもの</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑登録証の交付)</p> <p>第7条 町長は、第5条の規定により印鑑の登録をしたときは、第4条第2項に規定する回答書及び町長が適当と認める書類を持参した者(同条第3項の規定により登録申請者が本人であることを確認したときは、当該登録申請者)に対し、印鑑登録番号を記載した印鑑登録証を直接に交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日